

## ガーデンネックレス横浜 連携事業 補助金 交付要綱

制定 令和2年3月16日 ガネ横第1116号  
最近改正 令和3年6月1日 ガネ横第1012号

### (目的)

第1条 この要綱は、ガーデンネックレス横浜における連携事業（以下、「事業」という）に要する経費の補助に際し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、別に定める募集要項により審査会を経て事業を実施することが決定した者とする。

### (補助金額)

第3条 補助金額は、事業に要する経費の総額か、30万円のいずれか低い額とする。

### (補助金の対象)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表の通りとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ガーデンネックレス横浜補助金交付申請書（第1号様式）及びガーデンネックレス横浜補助金対象概算内訳書（第2号様式）を、ガーデンネックレス横浜実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が指定する日までに提出しなければならない。

### (交付決定)

第6条 委員長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、交付を決定した場合には、申請者にガーデンネックレス横浜補助金審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

### (交付条件)

第7条 委員長は、補助金の交付決定において、補助金の交付の目的を達成するために交付の条件を付し、又は指示することができる。

### (交付申請の取り下げ)

第8条 申請者は、第6条の通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件の異議等により、当該申請を取り下げるときは、速やかにその理由を付して委員長に届出なければならない。

2 前項の届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はないものとする。

(計画内容の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業を変更又は中止する場合には、申請者は速やかに委員長に届出なければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（第4号様式）、事業実績内訳書（第5号様式）、事業の実施状況写真及び領収書等内訳が証明できる書類の写しを委員長が指定する日までに提出しなければならない。

2 第5条の第1号様式で申請者が提出した交付申請額よりも、第4号様式の経費総額が上回る場合でも、交付申請額を超える補助金の交付は行わない。

(補助金額の確定)

第11条 前条に基づき、補助金額が確定した場合、委員長は、ガーデンネックレス横浜補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の補助金確定通知を受けてから速やかにガーデンネックレス横浜補助金請求書（第7号様式）及びガーデンネックレス横浜補助金振込口座申出書（第8号様式）を委員長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 委員長は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 委員長は、申請者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をガーデンネックレス横浜連携事業補助金返還請求書（第9号様式）により期間を定めて命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条に定められた以外に補助金を使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付条件に違反したとき又は委員長の処分に従わなかったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

附則

(施工期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に作成されている様式書類については、なお従前の例による。

別表(第4条)

事業に係る次の経費を対象とする。(※)

経費区分	内容等
役務費	イベント等の運営、設営にかかる経費
印刷製本費	チラシ、ポスター、サイン等の制作や印刷にかかる経費
消耗品費	事業実施に伴う資材、諸材料購入経費
運搬費	郵送代金、運送費等
使用料	レンタカー、事務用機器類のリース料金
その他	補助対象経費とすることが適當と委員長が認める経費

※ 国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。なお、申請者が仕入控除税額の適用がない事業者の場合は、この限りではない。